

ホーム > 市政情報 > 広報・広聴 > 広報 > 報道発表資料 > 報道発表資料一覧 (2018年12月) > 入札参加資格 (格付け制度) に「協力雇用主」の評価項目を追加します (2018年12月3日)

更新日：2018年12月3日



YOKOSUKA NEWS RELEASE

入札参加資格 (格付け制度) に「協力雇用主」の評価項目を追加します (2018年12月3日)

本市では、平成30年度から市内事業者向けの工事入札において、総合的な企業評価を行う格付け制度を導入し、事業者の社会貢献や地域貢献への取り組みを評価しています。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定・施行され、本市においても再犯防止推進に向けた取り組みを検討しているところです。

その取り組みの一環として、犯罪や非行をした人を雇用し立ち直りを助ける協力雇用主を評価し、また、社会貢献の意欲を高めるため、格付け制度において「協力雇用主」の評価項目を新たに追加します。

1.本市の格付け制度における地域貢献・社会貢献項目と評価点

区分	評価項目	評価点
地域貢献	災害緊急協力	2点 (最大10点)
	防災協力	10点
	消防団活動への協力	5点
	市民雇用	1点～15点
社会貢献	障害者雇用	5点
	男女共同参画	5点
	【新設】協力雇用主	登録 3点 雇用 5点 (登録による3点を含む)

2.評価対象とする事業者

- ①保護観察対象者等の協力雇用主として横浜保護観察所に登録があること。
- ②上記①に該当し、かつ、過去2年間、連続する3か月以上、保護観察対象者等の雇用実績があること。

3.改正時期

平成30年12月から格付け登録申請受付開始、平成31年度格付け分から実施。

関連リンク

- [入札情報ポータルサイト \(入札・契約制度及び運用等に関するお知らせ\) \(外部サイト\)](#)

お問い合わせ

財政部契約課

横須賀市小川町11番地 本館1号館5階<郵便物：「〒238-8550 契約課」で届きます>

電話番号：046-822-9791

ファクス：046-828-3839